修正版　基本方針（案）

東国分中学校ブロック

小中一貫型小学校・中学校

基本方針（案）

令和２年１２月

市川市教育委員会

目　次

1　小中一貫型小学校・中学校設置に当たっての基本的な考え方

（1）小中一貫教育の推進

（2）義務教育学校の設置に関する方針

2　小中一貫型小学校・中学校（併設型小・中学校）

3　東国分中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校の設置

（1）対象校

（2）小中一貫型小学校・中学校の形態

（3）東国分中ブロックの小中一貫型小学校・中学校の目指す方向

（4）教育課程

（5）小中一貫型小学校・中学校の学校運営上の留意点

（6）モデル校

4　今後のスケジュール

5　今後の取り組み

〇検討組織

6　資料

〇検討組織

1　小中一貫型小学校・中学校設置に当たっての基本的な考え方

（1）小中一貫教育の推進

平成 18 年に教育基本法が改正され、義務教育の目的が定められたとともに、平成 19 年には学校教育法が改正され、義務教育の目標規定が新設されました。

このことを踏まえ、市川市では教育の基本理念「人をつなぐ　未来へつなぐ　市川の教育」に基づき、中学校ブロック単位における指導の一貫化の取り組み等を進め、進学時のなめらかな接続と長期的な視野に立った教育の実現を図ってきました。

近年は、児童の抽象的な思考力が高まる小学校高学年において、指導の専門性の強化が課題となっており、専科指導の拡充等によって、中学校への接続を見据えた指導体制の充実が求められるなど、これまで以上に義務教育 9 年間を形成する小学校と中学校が互いに協力し、責任を共有して児童生徒に必要な資質・能力の育成を図ることが重要となっています。

このことから、市川市では小中一貫教育を一層推進します。

（2）義務教育学校の設置に関する方針

小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校では、児童生徒の成長や教職員の指導の面で高い効果が見られるとともに、小学校高学年での専科指導を継続的に実施する体制を整えることができます。

このことから、「学び」と「育ち」の連続性を大切にし、小中一貫教育を進める市川市では、義務教育学校の設置を推進します。

ただし、一定期間において、市内全体に義務教育学校を設置することは難しいことから、先ずは、市全体の状況を踏まえ、条件の整ったところから、比較的広い地域を基盤として義務教育学校を設置し、その牽引のもとで小中一貫教育の定着を図ります。

なお、学校の状況によって義務教育学校の設置が難しい地域においては、既存の小・中学校の枠組みを残したまま、義務教育学校に準じた形で 9 年間の教育を行う小中一貫型小学校・中学校（併設型小・中学校）の選択も含め、義務教育学校と同等のカリキュラムのもとで、小中一貫教育を推進する体制を整えます。

２　小中一貫型小学校・中学校（併設型小・中学校）

平成２８年に、文部科学省より告示された「連携型小学校・中学校の教育課程の特例告示」及び「義務教育学校、併設型小学校・中学校の教育課程の特例告示」において、中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校、義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（※）の教育課程の基準の特例を定めています。

その中の併設型小学校・中学校についての概要及び留意点は、以下の通りです。（告示より抜粋）

＜整備に関することの概要＞

●中学校併設型小学校・小学校併設型中学校の運営について

同一の設置者が設置する小学校と中学校においては、義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すことができるようになります。但し、当該学校においては、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることとなっています。

●中学校併設型小学校・小学校併設型中学校の教育課程の編成について

中学校併設型小学校・小学校併設型中学校においては、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すための、教育課程を編成することとなっています。

＜整備に関することの留意点＞

●中学校併設型小学校・小学校併設型中学校の運営について

中学校併設型小学校と小学校併設型中学校においては、小学校と中学校の組織文化の違いや３校以上の学校が連携・接続する形態があり得ること、一般的な小中連携と明確に区別する必要があることなどから、例えば、

①関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定めること

②学校運営協議会を関係校に合同で設置すること

③一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含めた全教職員を併任させること

等を行うことが示されています。

●中学校併設型小学校・小学校併設型中学校の教育課程の編成について

中学校併設型小学校と小学校併設型中学校の設置者は、教育委員会規則等において、該当小学校及び該当中学校が小中一貫教育を施すものである旨を明らかにするとともに、各学校においては、前段で述べたような一体的な運営体制の下、学校間の協議を経て教育課程を編成することが示されています。

＜教育課程の基準の特例の概要＞

●小中一貫教科等の設定について

各学年においては、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数を減らして、小中一貫教科等の授業時数に充てることができます。

●指導内容の入替え・移行について

①小学校段階及び中学校段階における各教科等の内容のうち相互に関連するものの一部を入れ替えて指導することができます。

②小学校段階の指導の内容の一部を中学校段階に移行して指導することができます。

③中学校段階の指導の内容の一部を小学校段階に移行して指導することができます。

④小学校段階における各教科等の内容のうち特定の学年において指導することとされているものの一部については、他の学年に移行して指導することができます。

⑤中学校段階における各教科等の内容のうち特定の学年において指導することとされているものの一部については、他の学年に移行して指導することができます。

●教育課程の編成の要件について

教育課程の編成については、以下の要件を満たしていることが必要です。

①９年間の計画的かつ継続的な教育を施していること

②学習指導要領において定められている内容事項が、教育課程全体を通じて適切であり、指導するために必要となる授業時数が適切に確保されていること

④児童生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容に配慮がなされていること

⑤保護者の経済的負担への配慮、その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていること

⑥児童生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること

※中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校は、小中一貫型小学校・中学校（併設型小・中学校）と同じ意味です。

小中一貫型小学校・中学校（併設型小・中学校）と、義務教育学校及び小・中学校との比較（表）

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>義務教育学校</th><th>併設型小・中学校</th><th>小・中学校</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">修業年限</td><td>9 年
前期課程 6 年
後期課程 3 年</td><td colspan="2">小学校 6 年
中学校 3 年</td></tr>
<tr><td colspan="2">「4－3－2」「5－4」などの柔軟な「学年段階の区切り」が可能</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">教育課程</td><td rowspan="3">教育課程の編成</td><td>9 年間の教育目標を設定</td><td>学校間の協議を経て、9 年間の教育目標を設定</td><td>小・中学校ごとに教育目標を設定</td></tr>
<tr><td>9 年間の系統性・体系性に配慮した教育課程を編成</td><td>学校間の協議を経て、9 年間の系統性・体系性に配慮した教育課程を小・中学校ごとに編成</td><td>小・中学校ごとに教育課程を編成</td></tr>
<tr><td>前期は小学校、後期は中学校の学習指導要領を準用</td><td colspan="2">小・中学校ごとの学習指導要領を基準に編成</td></tr>
<tr><td>特例制度</td><td colspan="2">教育課程の特例を設置者の判断で創設できる
〇新たな教科の創設や、変更が容易になる
〇学年及び小・中学校段階の指導内容の前倒しや入れ替え等が可能となり、特色ある教育課程を独自に編成できる</td><td>教育課程の特例は個別に申請し、文部科学大臣の指定が必要</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">教職員</td><td rowspan="2">組織運営</td><td>〇1 人の校長</td><td>〇小・中学校ごとに校長
〇学校間の調整を担う校長を定める</td><td>〇小・中学校ごとに校長</td></tr>
<tr><td>一つの教職員組織
〇前期課程における教科担任制の実施が継続的に可能</td><td>〇小・中学校ごとに別々の教職員組織
〇小・中学校の教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整える</td><td>小・中学校ごとに別々の教職員組織</td></tr>
<tr><td rowspan="2">配置</td><td rowspan="2">前期は小学校、後期は中学校の教職員定数の標準と同等の配置</td><td colspan="2">小・中学校ごとの教職員定数の標準を踏まえた配置</td></tr>
<tr><td colspan="2">教職員を併任させることも可能</td></tr>
<tr><td colspan="2">教職員免許</td><td>原則小・中学校の両免許状を併有
〇当分の間猶予</td><td colspan="2">所属する学校の免許状を保有していること</td></tr>
<tr><td colspan="2">学校施設</td><td colspan="2">施設一体型・施設隣接型・施設分離型</td><td>小・中学校ごとの施設</td></tr>
<tr><td colspan="2">標準規模</td><td>18～27 学級</td><td colspan="2">小・中学校それぞれ 12～18 学級</td></tr>
</table>

●小中一貫型小学校・中学校の取り組みによって期待される教育効果

＜児童生徒に対する効果＞

○小学校と中学校の学びと育ちを、義務教育 9 年間で捉えなおすことにより、子供の精神的、身体的な発達に即した独自の教育課程の編成が可能となり、子供たちの個性や能力を最大限に引き出すことができます。

また、学年段階間の区分を発達段階に即して柔軟に設定することが出来るようになるため、子供たちの学習や学校生活に否定的な影響を与える「中一ギャップ」の緩和が図られます。

○小学校段階での教科担任制の実施が継続的に可能となり、指導の専門性に根ざした質の高い授業を行うことによって、学力や学習意欲の向上が図られます。

○幅広い年齢による交流活動を多く実施することで、自己肯定感の高まりや思いやりの心の育成が図られます。

また、９年間を通して、低学年からの人間関係づくりを支援することで、問題行動の予防にもつながります。

○小学校高学年から、中学校段階の部活動や生徒会に参加できる環境を整えることができ、早い時期からの中学校段階の活動経験が可能となります。また、部活動の活性化も図られます。

＜教職員から見た効果＞

○９年間を見通した指導計画の作成や小学校段階からの教科担任制の導入により、互いの教育課程への理解が深まり、授業改善が図られます。

また、子供の発達に対する認識が深まり、児童生徒一人一人の理解の深化につながります。

・小学校の教員は、中学校への学習のつながりを理解し、躓きやすい内容の指導の工夫によって「わかる授業」に結びつきます。

また、中学校の教員は、小・中学校の学習のつながりを理解することによって、中学校での授業改善に結びつきます。

○小・中学校での合同の行事開催や交流活動、授業におけるティーム・ティーチングや乗り入れ授業などの実施によって、小中学校の教員が互いに協力し、責任を共有して、児童生徒に必要な資質・能力の育成を図る協働体制の構築が図られます。

○責任体制を明確化するなど、小中一貫教育にふさわしい運営体制を整えることにより、学校事務の共同実施等も促進され、校務の効率化や質的な向上につながります。

３　東国分中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校の設置

（１）対象校

〇東国分中学校　昭和５５年開校　生徒数　３２８人　／　学級数　１３学級

〇曽谷小学校　　昭和４７年開校　児童数　３９９人　／　学級数　１２学級

〇稲越小学校　　昭和５６年開校　児童数　２１１人　／　学級数　７学級　　※令和２年５月１日現在

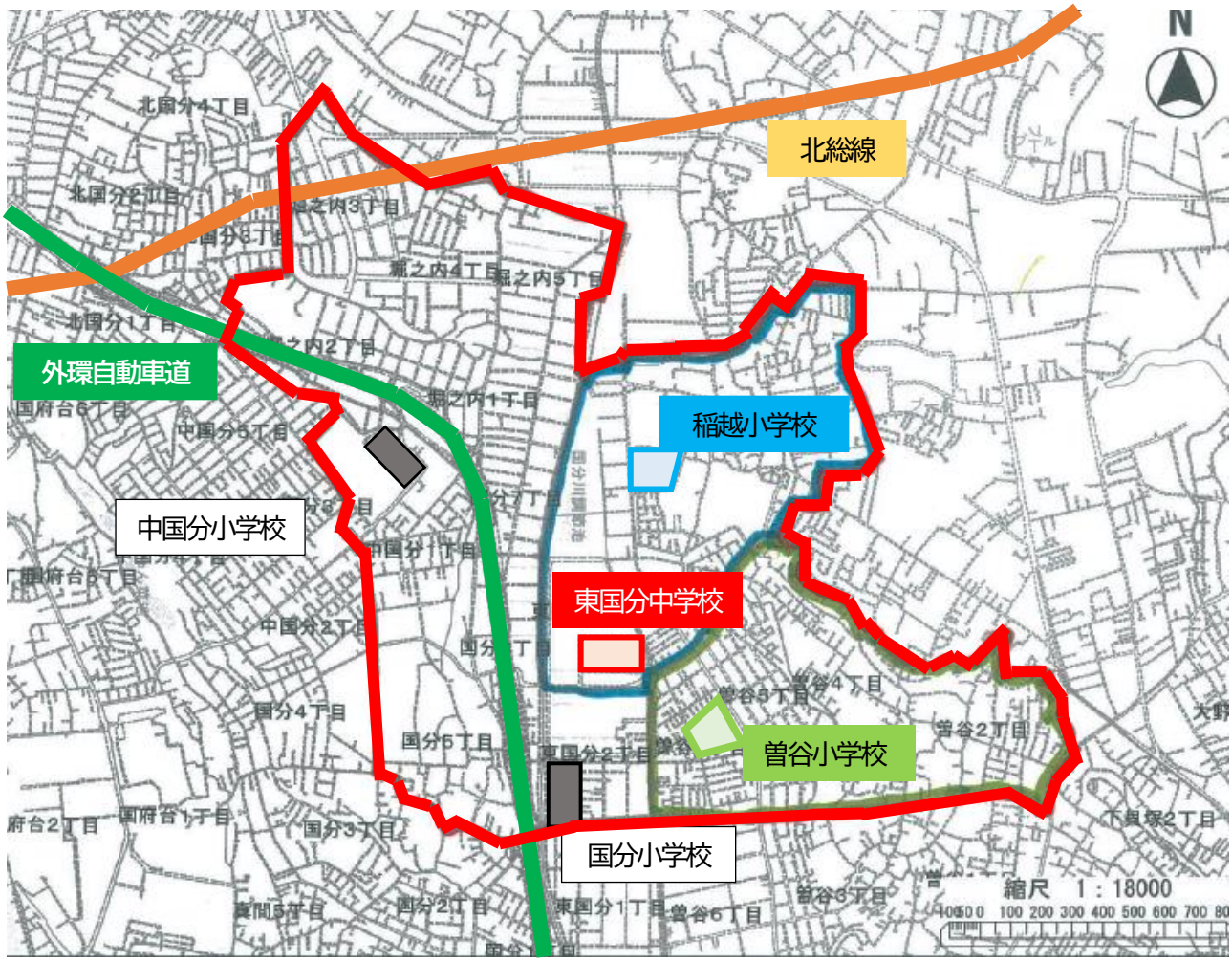

（2）小中一貫型小学校・中学校の形態

東国分中学校、曽谷小学校、稲越小学校の「名前」、「場所」、「校舎」はそのままで、教育課程は、義務教育学校に準じた形で実施します。

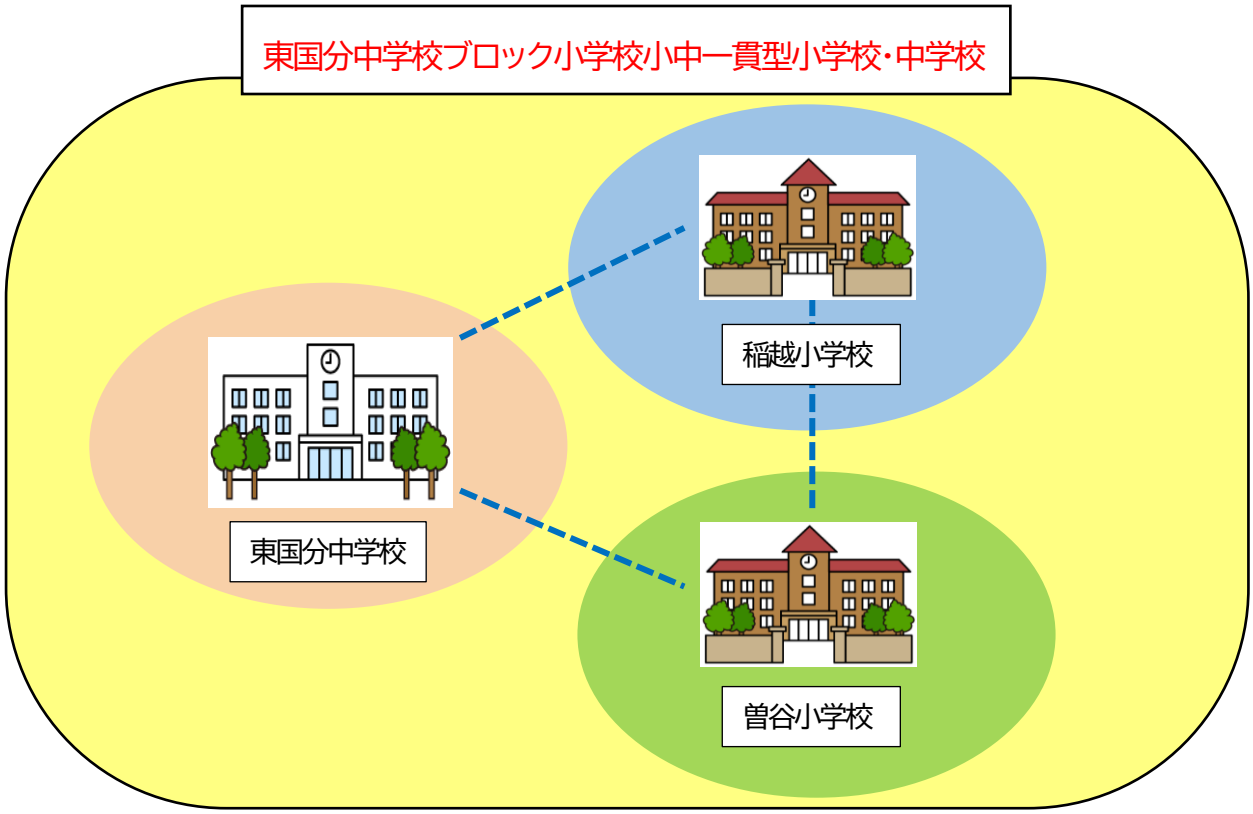

（3）東国分中ブロックの小中一貫型小学校・中学校の目指す方向

東国分中学校ブロックの３校において、小中一貫教育を実施するにあたり、「学校教育目標」を一つにし、東国分中学校ブロックで一つの目標に向かって児童生徒たちを育てていきます。

①学園教育の目標

笑顔をつなぐ　未来へつなぐ　（通称名）の学び

②目指す学園像

系統性･連続性を重視した小中一貫教育の良さを、児童生徒･教職員･保護者・地域住民が実感できる学園

③めざす児童生徒像

・主体的に考え、学び、伸びる児童生徒
・心豊かで、幅広い年代と協調する児童生徒
・心身ともに健康な児童生徒

④めざす教師像

・小中一貫教育の理解と研究に努める教職員
・学年全体のチームワークを大切にする教職員
・保護者・地域と積極的に連携する教職員

⑤通称名

（4）教育課程

①小中一貫教育の取り組み

ア　発達段階に即した学年段階の設定

小中一貫教育は、義務教育９年間の中で教育課程の区分を弾力的に設定して、柔軟かつ効果的な教育を可能にします。東国分中学校ブロックでは、ブロックの実態に合わせて、「４－３－２制」や「５－４制」などの教育課程の区分を検討し、実施していきます。

イ　系統性・連続性を重視した指導計画の作成

義務教育９年間を見通し、途切れることのない一貫した指導方針のもとで、子どもたちの精神的、身体的な発達に即した、東国分中学校ブロック独自の「小中一貫の指導計画」を作成し、系統性・連続性を重視した教育を行います。

ウ　学習の工夫

小学校段階からの教科担任制導入など、更なる学力の向上を図るための学習体制を検討し、実施していきます。また、学級担任制からの環境変化の段差を少なくし、小学校段階から中学校段階への移行をスムーズにします。

エ　生徒指導の工夫

３校で、生徒指導に係る情報が共有できる体制をつくるなど、小学生が中学校に進学しても、これまでの対応方針が引き継がれ、児童生徒や保護者の安心感につながる、生徒指導の工夫を検討し、実施します。

オ　部活動の工夫

小学校段階から、中学校の部活動に参加できる環境を整えるなど、部活動の活性化を図る取り組みを検討し、実施します。

このため、教職員による指導体制や地域の外部指導者による協力体制を整え、早い段階からの活動経験を可能にする仕組みづくりへつなげていきます。

②教育課程の特例を活用した取り組み

一貫教育の軸となる「新教科等の創設」や「学校段階間での指導内容の入替え」等、一貫教育の実施に有効な教育課程の特例の活用について検討し、東国分中ブロック独自の教育課程を編成します。

（５）小中一貫型小学校・中学校設置の学校運営上の留意点

「義務教育学校の設置に関する方針」の「義務教育学校の設置に係る条件」では、学校運営について十分に留意して進めるとしています。

学校運営について

小中学校間では、学校文化や授業時間、指導体制等が異なり、子どもの発達の差も大きいために、学校行事や施設の使用、異学年交流等を行う際には、小中学校間の調整が一つ一つ必要となり、そのために多くの時間を要する等、学校運営上の課題が明らかになっています。

このため、教育委員会が主体となって小中一貫教育の実施及び改善に向けた取り組みを進め、学校運営上の課題の解決に努めるとともに、保護者や地域関係者と連携して、持続可能な学校体制の実現を支援します。

具体的には、全国で見られる次のような先進事例を参考にしながら、具体的な取り組みを進め、学校運営を支援します。

① 小中一貫教育を推進する学校への指導・支援の充実

・指導主事や外部有識者が、指導・助言及び先進事例の紹介を行う。
・学校の実践を支援するため、教育課程の研究開発を行う。
・小中一貫教育に関する教職員研修会等を実施する。
・小中一貫教育に取り組んでいる異なる学校の教職員による協議会等を開催する。

② 小中一貫教育を推進する教育環境の充実

・中学校教員の乗り入れ授業を支援するため、小中一貫教育推進加配講師等を配置する。
・小中学校間の連携や調整の負担を軽減するため、小中一貫教育コーディネーター等を配置する。
・小中教職員間の協働体制を築くため、情報共有が図れる施設を整備する。
・学校間を移動する教員や児童生徒の移動手段、時間、安全性等を確保する取り組みを推進する。
・空間的な距離に伴うデメリットを軽減するため、校務支援システム等の情報ネットワーク環境を整備する。

（6）モデル校

東国分中学校ブロックの東国分中学校、曽谷小学校、稲越小学校を、小中一貫型小学校・中学校のモデル校として位置づけ、研究成果を市内の小中一貫教育の推進に活かしていきます。

なお、研究期間は令和 3 年度から 5 年度までの 3 年間としますが、研究期間においても「小中一貫教育カリキュラム」や「小中学校間の実践的な交流活動」などの取り組みについては、他の中学校区への情報提供を行っていきます。

4　今後のスケジュール

令和２年度

- 基本方針策定
- 基本方針に基づく準備

令和３年度～令和５年度

- **小中一貫型小学校・中学校開始（モデル校）**
- プロジェクト会議にて話合い、順次実施

→３校での各部会での話合いや、合同全体会議の実施など

令和６年度

- 小中一貫型小学校・中学校の成果と課題の整理
- 校舎一体型の義務教育学校の設置について、最終決定

一体型義務教育学校の設置について検討

義務教育学校の設置についての判断

令和７年度～令和１１年度

- 一体校舎に向けた施設、整備の準備
- 条例規則の制定等

令和１２年度

一体型義務教育学校スタート

令和７年度～

小中一貫型小学校・中学校のまま運営

5　今後の取り組み

小中一貫型小学校・中学校がスタートしてから随時見直していきます。

＜検討組織＞

令和３年度からの実施に向けて、以下の組織にて準備を進め、実施に応じて順次進めていきます。

東国分中学校ブロック義務教育学校の設置検討委員会

○学識経験者

○学校運営協議会専門部会（各校６名ずつ）

各学校運営協議会会長

各学校保護者代表（ＰＴＡ会長）

各地域関係者代表（自治会等）

各学校教職員代表（校長、教頭、教務主任等）

東国分中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校プロジェクト会議

○東国分中学校…校長、教頭、教務主任を含む教職員代表

○曽谷小学校　…校長、教頭、教務主任を含む教職員代表

○稲越小学校　…校長、教頭、教務主任を含む教職員代表

東国分中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校各部会

○各教科・領域等に関わる部会

○生徒指導や教育相談、進路指導等に関わる部会

○体力や保健、給食等に関わる部会

○特別活動や特別支援教育等に関わる部会

○部活動や生徒会活動に関わる部会

学校教育環境整備庁内検討会

教育次長

○学校教育部

学校教育部長、学校教育部次長、義務教育課長、学校安全安心対策担当室長

学校環境調整課長、指導課長、就学支援課長、保健体育課長、

学校地域連携推進課長、教育センター所長

○生涯学習部

生涯学習部長、生涯学習部次長、教育施設課長、青少年育成課長、

社会教育課長、中央図書館長、考古博物館長

○市長部局

企画部次長、企画課長、行政経営課長

財政部次長、財政課長

街づくり部次長、都市計画課長

＜検討のサイクル＞

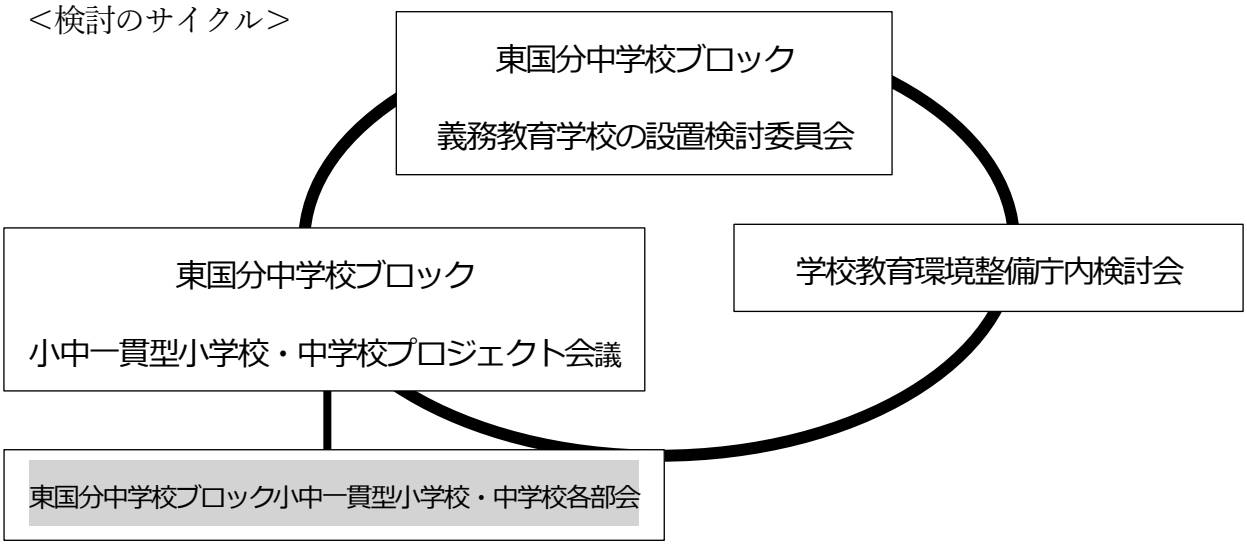

6　資料

○検討過程及び関係機関への説明会実施家庭

年	月	日	
元	10	31	東国分中学校ブロック　ブロック校長会にて説明
	11	9	国分小学校　学校運営協議会にて説明
		11	稲越小学校　臨時打合せ会にて説明 稲越小学校　学校運営協議会にて説明
		14	曽谷小学校　職員会議にて説明
		15	稲越小学校　保護者説明会(稲越小学校体育館)
		19	曽谷小学校　臨時学校運営協議会にて説明
		25	東国分中学校　職員会議にて説明 中国分小学校　職員会議にて説明
	12	4	国分小学校　PTA常任委員会にて説明
		5	東国分中学校ブロック　合同保護者説明会①（曽谷小学校体育館）
		7	東国分中学校　学校運営協議会にて説明
		10	東国分中学校ブロック　合同保護者説明会②（東国分中学校体育館）
		11	中国分小学校　学校運営協議会にて説明
		14	東国分中学校　PTA運営協議会にて説明
2	1	30	第1回　東国分中学校ブロック義務教育学校の設置に関する検討委員会
	2	27	第2回　東国分中学校ブロック義務教育学校の設置に関する検討委員会
	7	1	第3回　東国分中学校ブロック義務教育学校の設置について検討委員会
		30	東国分中学校ブロック義務教育学校の設置に関する検討の中間報告会にて説明
	9	2	第4回　東国分中学校ブロック義務教育学校の設置について検討委員会
	10	7	第5回　東国分中学校ブロック義務教育学校の設置について検討委員会
	11	4	第6回　東国分中学校ブロック義務教育学校の設置について検討委員会
3	2		第7回　東国分中学校ブロック義務教育学校の設置について検討委員会

■発行　令和２年１２月　市川市教育委員会

■編集　市川市教育委員会　学校教育部　学校環境調整課

〒２７２－００２３　市川市南八幡１－１７－１５

電話　０４７－３３４－１１１１（代）